特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務　基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

森町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

静岡県森町長

公表日

令和5年11月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①児童手当等受給資格の管理事務 ②各種届出や請求の受理・審査事務 ③現況届の受付・審査事務 ④児童手当等受給資格者への支給に関する事務 ⑤児童手当等受給者台帳の照会 ⑥受給者等に係る統計管理 申請、届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 なお、申請、届出等に対する通知は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能等で通知する。
③システムの名称	1児童手当システム 2団体内統合宛名システム 3中間サーバー 4サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当給付ファイル 申請管理システムファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項　別表第一の56項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （情報提供の根拠） （別表第二における情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（26.30.87.106の項） （情報照会の根拠） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会）が「市町村」の項のうち、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（74.75の項）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども課
②所属長の役職名	健康こども課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号437-0293 森町役場　総務課　行政係 静岡県周智郡森町森2101番地の1 電話：0538-85-6300　ファックス：0538-85-5259 E-mail：soumu@town.shizuoka-mori.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号437-0215 静岡県周智郡森町森50番地の1 森町役場　健康こども課　こども家庭係 電話：0538-86-6330　ファックス：0538-86-6301 E-mail：k-kodomo@town.shizuoka-mori.lg.jp

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	Ⅰ－5②	課長　村松富夫	保健福祉課長　村松　成弘	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ－1 いつ時点の係数か	平成27年10月30日	平成29年5月31日	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ－2 いつ時点の係数か	平成27年10月30日	平成29年5月31日	事後	
平成30年5月29日	Ⅱ－1 いつ時点の係数か	平成29年7月28日	平成30年4月1日	事後	
平成30年5月29日	Ⅱ－2 いつ時点の係数か	平成29年7月28日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月21日	Ⅰ－5②	保健福祉課長　村松　成弘	保健福祉課長	事後	
令和1年6月21日	Ⅱ－1 いつ時点の係数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月21日	Ⅱ－2 いつ時点の係数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月21日	Ⅵリスク対策	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加
令和2年6月5日	Ⅰ－4②	（情報提供の根拠） （別表第二における情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（26.30.87の項）	（情報提供の根拠） （別表第二における情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（26.30.87.106の項）	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成31年４月１日　時点	令和２年４月１日　時点	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成31年４月１日　時点	令和２年４月１日　時点	事後	
令和3年8月2日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和２年４月１日　時点	令和３年４月１日　時点	事後	
令和3年8月2日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和２年４月１日　時点	令和３年４月１日　時点	事後	
令和4年10月6日	Ⅰ－3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表第一の56項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第44条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表第一の56項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第9条	事前	
令和4年10月6日	Ⅰ－4②	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	
令和4年10月6日	Ⅰ－5①	保健福祉課	健康こども課	事後	
令和4年10月6日	Ⅰ－5②	保健福祉課長	健康こども課長	事後	
令和4年10月6日	Ⅰ－8	森町役場　保健福祉課　厚生係 静岡県周智郡森町森50番地の1 電話：0538-85-1800　ファックス：0538-85-1294 E-mail：fukushi@town.shizuoka-mori.lg.jp	静岡県周智郡森町森50番地の1 森町役場　健康こども課　こども家庭係 電話：0538-86-6330　ファックス：0538-86-6301 E-mail：k-kodomo@town.shizuoka-mori.lg.jp	事後	
令和4年10月6日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和３年４月１日　時点	令和４年４月１日　時点	事後	
令和4年10月6日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和３年４月１日　時点	令和４年４月１日　時点	事後	
令和5年3月24日	Ⅰ－1②事務の概要	特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①児童手当等受給資格の管理事務 ②各種届出や請求の受理・審査事務 ③現況届の受付・審査事務 ④児童手当等受給資格者への支給に関する事務 ⑤児童手当等受給者台帳の照会 ⑥受給者等に係る統計管理	特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①児童手当等受給資格の管理事務 ②各種届出や請求の受理・審査事務 ③現況届の受付・審査事務 ④児童手当等受給資格者への支給に関する事務 ⑤児童手当等受給者台帳の照会 ⑥受給者等に係る統計管理 　申請、届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 　なお、申請、届出等に対する通知は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能等で通知する。	事前	
令和5年3月24日	Ⅰ－1③システムの名称	1児童手当システム 2団体内統合宛名システム 3中間サーバー	1児童手当システム 2団体内統合宛名システム 3中間サーバー 4サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年3月24日	2　特定個人情報ファイル名	児童手当給付ファイル	児童手当給付ファイル 申請管理システムファイル	事前	
令和5年3月24日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和４年４月１日　時点	令和５年３月１日　時点	事前	
令和5年3月24日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和４年４月１日　時点	令和５年３月１日　時点	事前	
令和5年11月1日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和５年３月１日　時点	令和５年４月１日　時点	事後	
令和5年11月1日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和５年３月１日　時点	令和５年４月１日　時点	事後	